201８ 年 8 月16 日

大 阪 府 な に わ 北 府 税 事 務 所

所　長 　　川　村　　浩　一 　様

大阪府職員労働組合府税支部なにわ北分会

分　会　長　　松　浦　　宏　充

**要求書**

大阪府なにわ北府税事務所に働く全ての職員の労働条件の向上と健康で働きやすい職場環境を確保するとともに、府民の権利を守り、府民サービス向上のため、下記のことを速やかに実現することを要求する。

記

1. 大阪府職員労働組合府税支部なにわ北分会との労使慣行、労使間の確認事項は、従来どおり遵守すること。労働条件にかかわる業務の変更等については、事前に分会と協議し、協議が整わない場合は実施しないこと。
	* + 1. 労働組合の所属による不公平な取り扱いは一切行わないこと。また、労働組合に対する不当な介入、干渉は行わないこと。
			2. 大阪府当局が、過去に行った不当な給与引き下げを改め、給与・一時金を正常な状態に戻すため、抜本的に水準を引き上げるよう、関係機関に働きかけること。
			3. 府税事務所に勤務するすべての職員に対し、税務職俸給表の適用、もしくは調整額の支給を行うよう、関係機関に働きかけること。
			4. 労働条件を悪化させ、評価者を含む圧倒的多数の職員が資質の向上につながらないとする「相対評価」は撤回すべきであり、「新人事評価制度」による賃金リンクを撤回するよう、関係機関に働きかけること。
			5. 非常勤職員の雇用の継続や労働条件の改善を行うよう、関係機関に働きかけること。
			6. 時差勤務を廃止し、勤務時間を拘束８時間とするよう、関係機関に働きかけること。併せて、年次・夏季休暇を従前の取得方法に戻すとともに、一方的に廃止した休息時間を元にもどし、昼休みの休憩時間を１時間にするよう、関係機関に働きかけること。
			7. 「副主査」選考については、府税業務に必要な研修の参加を反映させるなど、対象者の負担を軽減すること。職務経験や専門性を発揮し、民主的・安定的な行政運営を行うためにも、誰もが行政職　　　　４級の水準に到達できるよう、賃金体系の改善を行うこと。

９. 「税収確保対策」等による労働強化・管理強化は行わないこと。また、「税収確保重点月間」等を理由とした時間外勤務の強要を行わないこと。また、超過勤務を縮減し、府民サービスの向上と労働条件確保のため、人員確保をはじめとする適切な措置を講じること。

* + - * 1. 職員の長時間勤務解消や過重労働防止等、実質的な労働時間の短縮を図る観点から、人事異動などにおいて本人の希望を尊重するなど、適切に対応すること。
				2. 再任用職員の労働条件等を改善すること。
1. この間の給与・一時金の削減を復元するとともに、増額を行うよう関係機関に働きかけること。
2. 再任用職員の地共済加入を可能にするよう関係機関に働きかけること。また、人間ドック受診に補助金制度を創設するよう関係機関に働きかけること。
3. 週休日に勤務を命ずる場合、通勤にかかる交通費が支給されていないため、交通費を支給するよう、関係機関に働きかけること。
	* + - 1. VDT作業における職員の健康管理体制の充実と作業環境の整備を行うこと。また、VDT特別健康診断の充実と全員受診体制を確立するよう、関係機関に働きかけること。
				2. 職員の健康維持と職場環境の向上をはかるため、労使で構成する安全衛生委員会の民主的運営を確保すること。安全衛生委員会で確認し、運営されている事項について当局の一方的な都合で変更しないこと。
				3. 巨大地震・津波など府の防災プランの見直しとともに、来庁者や職員の安全確保へ避難マニュアルを作成すること。また、先般の大阪府北部地震・豪雨における参集実態の教訓を踏まえ、参集方法や参集場所等、効果的かつ合理的な災害対応を職員の意見を踏まえて検討すること。また、現在職員の自己負担となっている交通途絶等によりやむを得ず通勤認定ルートを外れて参集した場合の交通費を支給すること。
				4. 円滑な業務の執行と職場環境改善へ以下のことを実現すること。
		1. 冷暖房の期間の弾力的運用を行うこと。また、始業から終業まで温度維持ができるよう運転すること。また、各階調整が行えるよう改善すること。特に夏季において、執務室全体の室温が

２８℃となるようにすること。

* + 1. 使用できなくなっている4階給湯器を更新すること。
		2. 床面のＯＡケーブル配線等の盛り上がりを解消すること。
		3. 職員の安全衛生の観点から、執務室内外の壁面・天井の塗り替えをおこなうこと。
		4. １階トイレを男女別にするなど抜本的改築をすること。
		5. 職員の安全衛生の観点から、和室の畳替えなど休憩・休養室として利用可能な改善をすること。
		6. 職員の自己負担やプライバシー保護に影響するため、業務に使用する携帯電話を整備すること。

**＜府職労なにわ北分会　要望事項＞**

以下の事項について要望します。

1. 職員基本条例に基づく相対評価、及び新人事評価制度は、圧倒的多数の職員が資質の向上につながらないと感じ、府民サービスの向上よりも評価されるための仕事につながりかねないとの懸念を抱いています。とりわけ、全員ががんばってもブラックボックスの中で順位付けが行われる「相対評価」を廃止してください。評価者の恣意が入る「評価」を賃金にリンクさせるのはやめてください。チャレンジシートを廃止し、評価結果を全面開示するとともに、職員に評価内容や相対化の手法など制度の説明責任を果たしてください。同時に、組合との「確認事項」を遵守するとともに、第三者機関による不服申し立て制度を設置してください。
2. 職務に対する職員の健全な意見を封じる職員基本条例、労使関係条例を廃止し、府民と直に接する職員の声をくみ上げる風通しの良い府庁組織としてください。
3. 税務業務の民間委託は、本来、賦課から徴収まで一貫して納税者に責任を持つべき体制を分断し、納税者の個人情報保護の観点からも大きな問題を持っています。また、民間委託は非正規雇用を前提とした入札（低価格競争）が行われています。きわめてデリケートな個人情報を扱う税務業務の民間委託を撤回するとともに、府民に信頼される公正・公平な税務行政を確立してください。また、大阪府が「民間開放」を口実に、使い捨ての非正規労働を率先して拡大している現状を改め、公契約条例を制定し、非正規労働者の賃金・労働条件の改善の先頭に立ってください。
4. 自動車税全件引継は、必要な人員を配置せずに強行されており、職員一人あたりの件数が大幅に増加することから、勤務条件を大きく損なうことはもとより、納税者に対する画一的・強権的滞納整理につながる恐れがあります。また、課税課においても一件当たりのチェック項目や処理時間の増大により、超過勤務が増加する傾向にあります。納税者に対する丁寧で真摯な対応と、正確な業務遂行、専門性の継承に必要な人員を配置してください。
5. ２年続けて行われた何の理屈や根拠を持たない不当な人員削減により、非常時等における業務に支障が出ています。削減された人員を復活してください。
6. 市内府税事務所再編については十分な総括を行うとともに、納税者の権利と利便性を保障することが必要です。一貫した業務執行体制の確立と専門性の向上を基本に、市内自動車税徴収及び法人二税集中化の抜本的な見直しを行ってください。
7. 勤務経路の認定に当たっては、通勤時間の短縮など、職員の通勤への負担軽減を配慮して、本人の申請を尊重した実態に即した認定としてください。
8. 事務所スペース、レイアウト変更等については、分会と十分協議してください。また、「府有財産の有効活用」は、納税者の権利保護や庁舎管理、職場環境改善からも様々な問題が予想されるので、当局の一方的な結論の押し付けでなく、充分な協議を行ってください。納税者の利便を損なう駐車場の有料化を行わないでください。
9. 地域防災拠点、近隣住民の避難場所としての役割・機能が果たせるよう庁舎整備を行ってください。
10. 受付・相談窓口スペースでの納税者のプライバシー保護を確保してください。また、適切な空調・冷暖房を行ってください。
11. 業務にかかわる以下の事項について改善を求めます。
12. 電話機は保留機能を完備した電話機に更新すること。ナンバーディスプレイ機能を付加すること。
13. 庁用自動車については、安全確保・事故防止のため、バックモニターを装着すること。また、公用車に印字されている大阪府のロゴを脱着可能なマグネット方式に変更すること。
14. 個人情報漏えい防止の観点からも、業務用プリンタを増設すること。
15. ２階フロアーにＦＡＸを設置すること。
16. インターネット住宅地図を導入すること。
17. デジタルカメラのデータ入力が可能な端末を増設すること。
18. 業務の適正な執行などに支障のある過度な節電対策、対応をしないこと。
19. 操作しない端末機のログイン画面への遷移時間の設定、税務情報システムのタイムアウトの

設定を改善すること。

1. 税務情報システムの数字等を見やすくなるよう改善すること。